

# 第31回 農業委員会総会議事録

平成26年4月23日開会

中標津町農業委員会

平成26年4月23日、第31回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

|     |   |   |   |    |
|-----|---|---|---|----|
| 1番  | 中 | 村 | 正 | 生  |
| 2番  | 笠 | 原 | 康 | 博  |
| 3番  | 房 | 川 | 喜 | 洋  |
| 4番  | 氏 | 家 | 康 | 夫  |
| 5番  | 杉 | 本 | 公 | 也  |
| 6番  | 柴 | 野 | 忠 | 征  |
| 7番  | 滝 | 本 |   | 広  |
| 8番  | 本 | 田 | 信 | 幸  |
| 9番  | 本 | 田 | 芳 | 明  |
| 10番 | 國 | 見 | 正 | 則  |
| 11番 | 久 | 保 | 伸 | 一  |
| 12番 | 小 | 沼 |   | 悟  |
| 14番 | 重 | 松 | 秀 | 光  |
| 15番 | 纓 | 坂 | 尚 | 久  |
| 16番 | 金 | 刺 | 健 | 四郎 |
| 17番 | 安 | 田 |   | 稔  |
| 18番 | 戸 | 田 | 重 | 勝  |

附議した案件

- 議案第145号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第146号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
- 議案第147号 賃借料情報の提供について
- 報告第94号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報告第95号 農地委員会開催報告について
- 報告第96号 農地法第3条第3項の適用による農地等の利用状況報告について
- 報告第97号 農地法第5条許可書の交付について

本日出席した職員

|         |         |
|---------|---------|
| 事務局 長   | 原 田 武 志 |
| 農 地 係 長 | 奥 山 正 行 |
| 庶 務 係 長 | 岩 田 宏   |
| 係       | 本 間 光 代 |

(開 会 13時25分)

- 議 長 みなさんこんにちは。  
ただ今の出席委員は17名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第31回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
1番、中村 正生 委員。  
2番、笠原 康博 委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2、会務報告を事務局長から報告致します。  
事務局長。

- 事務局長 3月25日の総会以降につきまして会務報告を致します。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。  
第78回北海道農業会議総会、平成25年度北海道全道農業委員会会長・事務局長会議が3月26日に札幌で開催され、会長と事務局長が出席しております。総会に併せて行われた平成25年度農業委員永年勤続表彰では、当農業委員会の会長代理が受賞し、表彰式に出席しております。

引き続き議事に入り、平成25年度の収支補正予算の決定、平成25年度職員退職給与積立金会計収支補正予算の決定、平成26年度事業計画並びに収支予算の決定等について審議され全会一致で決定しております。協議事項では、農業委員の改選に伴う北海道農業会議の執行体制に関する申し合わせ、一号常任員会議の互選に関する申し合わせ、第22回農業委員統一選挙に関する申し合わせについて協議し、決定されました。引き続き会長・事務局長会議が同じ会場で開催され、農地中間管理機構と制度改革に向けた組織の取組みについて、農地法の改正による農業委員会業務・事務の適正な執行について、女性農業委員の登用の促進についての説明が行われました。

次に4月14日から17日までの自費によります農業委員道外研修では、農業委員12名が参加し、徳島県酪農業協同組合などを訪問し、研修を行っております。

次に平成26年度根室地方農業委員会連合会定期総会、平成26年度根室地方農業者年金協議会総会並びに平成26年度第1回地区別農業委員会会長・事務局長会議が4月18日別海町役場会議室で開催され、会長、会長代理、事務局長が出席しております。根室地方農業委員会連合会定期総会では、平成25年度の事業報告、決算報告、監査報告、平成26年度の事業計画、予算及び農業委員改選に伴う農業会議役員選考委員会委員の選出などを審議し、決定をみたところであります。引き続き根室地方農業者年金協議会総会では平成25年度事業報告、決算報告、監査報告、平成26年度の事業計画、予算を審議し、決定したところであります。

各総会終了後、北海道農業会議主催の地区別農業委員会会長・事務局長会議では、主催者として農業会議小林副会長、三本次長が出席し、会議を進行しております。協議事項として、平成27年度農業者年金、農業委員会関係予算並びに施策要望に向けた検討については、5月27日東京で行われる北海道選出国議員に対する陳情要請集会における要望事項としてTPP交渉及びFTA/EPA交渉に関する要望、地域の実態に即した施策の実現に関する要望の原案が示され、検討・協議しております。続けて新たな農業委員会業務、活動強化促進運動、平成26年度北海道農業会議事業のスケジュール、平成26年度農業委員統一選挙と改選に伴う北海道農業会議執行体制の整備、農業者年金の加入推進などについて説明を受け、協議したところであります。

最後に、中標津町農業委員OB会が21日ホテルマルエー温泉でOB12名の参加により開催されました。会長が出席し、挨拶をしております。

以上、会務報告と致します。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、報告第94号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第94号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」事務局よりご説明申し上げます。

議案の26ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津

町○○○○、○○○○。2、解約する土地、○○ ○○番、畑、29,971 m<sup>2</sup>。ほか合計17筆、346,756 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成25年7月25日から平成28年7月31日まで。5、合意解約成立の日、平成26年4月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第145号(1)に関連するもので、現在賃貸借中の農地について○○氏、○○氏から合意解約の申し出があり、期間内解約するものであります。

続きまして27ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町○○○○、○○○○。借主、中標津町○○○○、○○○○。2、解約する土地、○○ ○○番、現況、畑、面積48,227 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成23年5月1日から平成28年4月30日まで。5、合意解約成立の日、平成26年4月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第145号(4)に関連するもので、現在賃貸借中の農地について○○氏、○○氏から合意解約の申し出があり、期間内解約するものであります。

28ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町○○○○、○○○○。借主、中標津町○○○○、○○○○。2、解約する土地、○○ ○○番、現況、畑、面積76,443 m<sup>2</sup>のうち25,733 m<sup>2</sup>。ほか1筆、合計51,466平米。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年6月1日から平成30年5月31日まで。5、合意解約成立の日、平成26年4月3日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第145号(8)及び(9)に関連するもので、現在賃貸借中の農地について○○氏、○○氏から合意解約の申し出があり、期間内解約するものです。

以上です。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第145号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては、(1)から(4)と、(5)から(9)の二回に分けて審議を致します。

ここで、会議規則第16条の規定により、○○番○○委員の退席をお願いします。

(○○委員退席)

(1)から(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 12番小沼です。

上程になりました議案第145号(1)から(4)について説明いたします。

3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町○○○○、○○○○、○○歳、農業。借主、中標津町○○○○、○○○○、○○歳、農業。2、土地の表示、

字〇〇 〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 29,871 m<sup>2</sup>、ほか 2 筆、合計 94,020 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由、貸主、近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 4 月 24 日から平成 27 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 198,000 円。7、資金調達方法、自己資金 198,000 円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>、採草放牧地〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇氏の経営見直しの為、〇〇氏が貸付けていた農地を一括合意解約し、経営地を精査した結果一部余剰地があり、残地について再度〇〇氏と賃貸契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

5 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、札幌市〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示、〇〇 〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 44,577 m<sup>2</sup>、ほか 10 筆、合計 286,250 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由、貸主、農地保有合理化促進事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 4 月 24 日から平成 31 年 2 月 26 日まで。6、価格、年 392,420 円。7、資金調達方法、自己資金 392,420 円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>、採草放牧地〇〇〇〇m<sup>2</sup>、合計〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 10 ページのとおりとなっております。なお、(3)(4)についても貸主が同一のため、省略して説明させていただきます。

7 ページをお開きください。

(3) 当事者の住所、氏名、年齢、職業。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示、〇〇 〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 48,193 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由、貸主、農地保有合理化促進事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 4 月 24 日から平成 31 年 2 月 26 日まで。6、価格、年 70,500 円。7、資金調達方法、自己資金 70,500 円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>、採草放牧地〇〇〇〇m<sup>2</sup>、合計〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 10 ページのとおりとなっております。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示、〇〇 〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 49,432 m<sup>2</sup>、ほか 6 筆、合計 99,013.9 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由、貸主、農地保有合理化促進事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契

約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年4月24日から平成31年2月26日まで。6、価格、年154,460円。7、資金調達方法、自己資金154,460円。8、借主の経営状況、家族○人、農従者○人、経営地、畑○○○○㎡、採草放牧地○○○○㎡、合計○○○○㎡、家畜、牛○○○頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は10ページのとおりとなっております。

この3件の案件につきましては、農地保有合理化促進事業により○○○○が取得した農地を、あっせん会議にて決定した、5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。近隣農家で既存の認定農業者であり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(4)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(1)から(4)の案件について、これを原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

(○○委員着席)

○○委員に申し上げます。

本案は原案のとおり可決されました。

(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國見委員。

國見委員 10番國見です。

議案第145号(5)について説明いたします。11ページをお開きください。

(5)1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町○○○○、○○○○、○○歳、無職。借主、中標津町○○○○、○○○○、○○歳、農業。2、土地の表示、○○ ○○番、公簿、畑、現況、畑、面積48,227㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由、貸主、近隣農家に賃貸するもの、借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年4月24日から平成28年4月30日まで。6、価格、年192,000円。7、資金調達方法、自己資金192,000円。8、借主の経営状況、家族○人、農従者○人、経営地、畑○○○○㎡、合計○○○○㎡、家畜、牛○○○頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、○○氏が○○氏に賃貸借している農地について、合意解

約がなされたため、近隣農家へ賃貸したいとの申し出があり、新に借主を設定するもので、当該地については〇〇氏の所有地と地続きであり、協議の結果、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(6)と(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 15番櫻坂です。

議案第145号(6)(7)について説明いたします。13ページをお開きください。

なお(6)(7)は貸主が同一のため一括して説明いたします。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示、〇〇 〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 77,490 m<sup>2</sup>、ほか1筆、合計 126,966 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの、借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年5月1日から平成27年4月30日まで。6、価格、年 132,000 円。7、資金調達方法、自己資金 132,000 円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>、採草放牧地〇〇〇〇m<sup>2</sup>、合計〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は15ページのとおりです。

続きまして14ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示、〇〇 〇〇番、公簿、牧場、現況、畑、面積、61,535 m<sup>2</sup>の内 48,000 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由、貸主、期間満了により再設定するもの、借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年5月1日から平成27年4月30日まで。6、価格、年 50,000 円。7、資金調達方法、自己資金 50,000 円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、畑、〇〇〇〇m<sup>2</sup>、採草放牧地〇〇〇〇m<sup>2</sup>、合計〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は15ページのとおりです。

この2件の案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。



議長 説明が終わりましたので、(6)と(7)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8)と(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田(信)委員 8番本田です。

上程となりました議案第145号(8)(9)について説明いたします。

16ページからとなっております。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇 〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 76,443 m<sup>2</sup>の内 25,733 m<sup>2</sup>、ほか1筆、合計 154,400 m<sup>2</sup>の内 51,466 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由、貸主、近隣農家に賃貸するもの、借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 5 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 80,000 円。7、資金調達方法、自己資金 80,000 円。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>、合計〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇氏が〇〇氏に賃貸借している農地について、合意解約がなされたため、近隣農家へ賃貸したいとの申し出があり、地区内調整により〇〇氏へ貸し付けする事となったものであります。

当該地については〇〇氏の所有地に隣接しており、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

次、18ページになっていきます。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、別海町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示、〇〇 〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 52,467 m<sup>2</sup>、ほか 9 筆、合計 263,508 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの、譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、11,650,000 円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金 11,650,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>、採草放牧地、〇〇〇〇m<sup>2</sup>、合計〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は20ページとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏から、父、〇〇〇〇氏の相続が完了した事により登録名義が確定したので農地を譲渡したい旨の申し出があり、平成 25 年 11 月 26 日にあっせん会議を開催し、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、(8)と(9)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(5)から(9)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第146号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第146号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。

22ページをお開きください。

平成25年度分といたしまして、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以上4件の提出がありました。

平成26年3月25日以降受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本件は、承認されました

日程6、報告第95号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。

内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 金刺委員長

金刺委員 16番金刺です。

農地委員会を開催致しましたので報告いたします。議案書30ページをお開きください。農地委員会の報告書ということで、平成26年3月25日火曜日、3・4号委員会室において農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。1、平成25年分中標津町賃借料情報の提供について。農業委員会は、その所轄事務を的確に行うため、賃借等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、分析及び提供を行うと農地法第52条で定められていることから平成25年分の賃借料情報について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果です。平成25年分の賃借料情報については、「農地法の運用について」の中で「農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」とされていることから農地保有合理化事業等、通常の農業者同士の賃貸借ではない案件を除いた賃借料を提供するとの結論と致しました。

以上を農地委員会の開催報告と致します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程7、議案第147号「賃借料情報の提供について」を上程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第147号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。  
24ページをご覧ください。

標準小作料制度が廃止されたことから、農地法第52条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することになっております。

中標津町賃借料情報。平成25年1月から12月までに締結、公告された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料水準10a当りは、以下のとおりとなっております。なお、農地委員長から報告がありましており、農業委員会の賃借料評価にあてはまらない保有合理化事業による賃貸借、町営牧場の賃貸借などは著しく賃貸借料水準を下げることから、除いて集計しております。

なお、総会終了後、農業委員会のホームページに掲載し、公表するものであります。  
以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長        なければ質疑を打ち切ります。  
              おはかり致します。  
              本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

              ご異議ないものと認めます。  
              よって本案は原案のとおり、可決されました。  
              日程八、報告第96号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。  
              内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長     報告第96号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。  
              32ページをお開きください。  
              平成26年4月2日に受理しました、平成25年度分の報告書で、〇〇〇〇のものでございます。  
              内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適性に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものでありました。  
              以上、報告いたします。

議 長        以上で報告を終わります。  
              日程9、報告第97号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。  
              内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長     報告第97号「農地法第5条許可書の交付について」ご説明致します。  
              先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付したので報告します。  
              34ページをお開きください。  
              許可日、平成26年3月25日付、(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積41,369㎡の内16,721㎡。3、許可期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなっております。  
              続きまして35ページをお開きください。  
              許可日、平成26年3月25日付、(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、釧路市〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積47,483㎡の内3,094㎡。3、許可期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなっております。  
              以上、報告いたします。

議 長        以上で、報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第31回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

(閉会 13時55分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年5月2日

会 長 安 田 稔 \_\_\_\_\_

1 番 中 村 正 生 \_\_\_\_\_

2 番 笠 原 康 博 \_\_\_\_\_